

議案第10号

大網白里市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について
大網白里市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月26日提出

大網白里市長 金坂昌典

大網白里市下水道条例等の一部を改正する条例

(大網白里市下水道条例の一部改正)

第1条 大網白里市下水道条例(平成2年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「納入通知書」の次に「又は口座振替」を加え、同条第3項中「納入通知書に」を「管理者の」に改める。

第16条第1項中「使用者が当該使用月において排除した汚水の量に応じ、別表第1に定める額」を「別表に掲げる基本使用料及び同表に掲げる従量使用料を合計した額」に、「消費税相当額及び地方消費税相当額」を「消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額」に改め、同条第2項中「廃止し」を「若しくは廃止し」に、「ときの当該使用月における基本使用料の額は、その者の使用期間に応じ、別表第2に定める額」を「場合において、当該使用期間が15日を超えないときの当該使用月における基本使用料の額は、別表に掲げる基本使用料に2分の1を乗じて得た額」に改める。

第17条第1項中「の算定」を削り、「定めるところによる」を「掲げるところにより算定する」に改め、同項第2号中「とする。この場合においてその」を「とし、」に、「認定」を「認定し通知」に改め、同項第3号中「認定」を「認定し通知」に改め、同条第2項中「算出」を「算定」に改める。

第18条中「使用量を算出」を「使用料を算定」に改める。

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に別表として次の1表を加える。

別表(第16条第1項及び第2項)

基本使用料	従量使用料		
	汚水排除量	単位	使用料

1 使用月につき 1, 500円	10立方メートルまでの量	1立方メートル につき	25円
	10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの量		155円
	20立方メートルを超え、 30立方メートルまでの量		180円
	30立方メートルを超え、 40立方メートルまでの量		200円
	40立方メートルを超え、 50立方メートルまでの量		210円
	50立方メートルを超え、 100立方メートルまでの 量		220円
	100立方メートルを超 え、500立方メートルま での量		240円
	500立方メートルを超え る量		260円

(注) 汚水排除量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(大網白里市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第2条 大網白里市農業集落排水処理施設条例（平成10年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「管理者は」の次に「、農業集落排水処理施設の使用について」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「使用料は」を「前項の使用料は」に、「使用料に」を「農業集落排水処理施設の使用に」に改め、「納入通知書」の次に「又は口座振替」を加え、同項を同条第2項とし、同条第4項中「使用料」を「使用者」に、「納入通知書に記載されている納入期限までに納付」を「管理者の指定する期日までに使用料を納入」に改め、同項を同条第3項とする。

第15条第1項中「毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定めるところにより算定した額」を「別表第2に掲げる基本使用料及び同表に掲げる従量使用料を合計した額」に改め、同条第4項中「算出」を「算定」に、「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に改め、同項第1号中「使用水量」を「水道の使用水量」に改め、同項第2号中「使用様態」を「使用の様態」に改め、同項第3号を削り、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が使用月の途中において農業集落排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止した農業集落排水処理施設の使用を再開した場合において、当該使用期間が15日を超えないときの当該使用月における基本使用料の額は、別表第2に掲げる基本使用料に2分の1を乗じて得た額とする。

第16条中「限度において」を「場合は」に、「資料」を「必要な資料」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第15条第1項及び第2項）

基本使用料	従量使用料			
	汚水排除量	単位	使用料	
1 使用月につき 1, 500円	10立方メートルまでの量	1立方メートル につき	25円	
	10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの量		155円	
	20立方メートルを超え、 30立方メートルまでの量		180円	
	30立方メートルを超え、 40立方メートルまでの量		200円	
	40立方メートルを超え、 50立方メートルまでの量		210円	
	50立方メートルを超え、		220円	

	100立方メートルまでの量	
	100立方メートルを超え、500立方メートルまでの量	240円
	500立方メートルを超える量	260円

(注) 汚水排除量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第3を削る。

(大網白里市コミュニティ・プラント条例の一部改正)

第3条 大網白里市コミュニティ・プラント条例(平成12年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「管理者は」の次に「、コミュニティ・プラントの使用について」を加え、同条第2項中「使用料」を「前項の使用料」に改め、「ごとに」を削り、「納入通知書」の次に「又は口座振替」を加え、同条第3項中「納入通知書に」を「管理者の」に、「納付」を「納入」に改める。

第15条第1項中「使用者が当該使用月において排除した汚水の量に応じ、別表第2に掲げる額」を「別表第2に掲げる基本使用料及び同表に掲げる従量使用料を合計した額」に、「消費税及び地方消費税相当額」を「消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額」に、「生じた」を「ある」に改め、同条第3項を削り、同条第2項第2号中「場合は」の次に「、その使用水量とし、使用水量は」を加え、「認定したものと」を「認定し通知」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が使用月の途中においてコミュニティ・プラントの使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止したコミュニティ・プラントの使用を再開した場合において、当該使用期間が15日を超えないときの当該使用月における基本使用料の額は、別表第2に掲げる基本使用料に2分の1を乗じて得た額とする。

第15条第5項中「算出」を「算定」に、「第2項」を「第3項」に改める。

第16条中「限度において」を「場合は」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第15条第1項及び第2項）

基本使用料	従量使用料		
	汚水排除量	単位	使用料
1 使用月につき 1, 500円	10立方メートルまでの量	1立方メートル につき	25円
	10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの量		155円
	20立方メートルを超え、 30立方メートルまでの量		180円
	30立方メートルを超え、 40立方メートルまでの量		200円
	40立方メートルを超え、 50立方メートルまでの量		210円
	50立方メートルを超え、 100立方メートルまでの 量		220円
	100立方メートルを超 え、500立方メートルま での量		240円
	500立方メートルを超え る量		260円

（注）汚水排除量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第3を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の大網白里市下水道条例の規定、第2条の規定による改正後の大網白里市農業集落排水処理施設条例の規定及び第3条の規定による改正後の大網白里市コミュニティ・プラント条例の規定は、施行日以後の公共下水道、農業集落排水処理施設又はコミュニティ・プラント（以下「公共下水道等」という。）の使用に係る使用料について適用し、施行日前の公共下水道等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前から施行日以後に継続して公共下水道等を使用する使用者の施行日以後最初に行うべき検針に基づく使用水量及び管理者が認定する使用水量に係る使用料の額は、施行日前の使用日数及び施行日以後の使用日数に応じ、日割り計算により算定する。
- 4 前項の規定により算定した使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。